

久留米中学校 保護者と教職員の会 会則（案）

第1章 名称

この会の名称を「久留米中学校 保護者と教職員の会」と称し、事務所を久留米中学校内に置く。

所在地 東京都東久留米市幸町5丁目9番11号 東久留米市立久留米中学校

第2章 目的

この会は保護者と教職員が互いに協力し合い、学校と家庭および地域における生徒の健やかな成長と教育の向上をめざす。

第3章 方針

(1) この会への入会は任意であるが、加入（構成）するすべての保護者及び教職員により「第2章 目的」の達成に向けて活動するものである。

(2) この会は、総会・本部会・運営委員会・専門部会の決定に基づいて活動する。

(3) この会は、青少年の福祉のために活動する他の社会諸団体および機関と協力する。

(4) この会は、非営利的、非宗教的、非政党的であり、自主独立のものである。

第4章 会員

この会の会員は、久留米中学校に在籍する生徒の保護者および教職員で構成する。

第5章 会計

(1) この会の経費は会費をもってこれにあてる。

(2) この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。なお、4月1日～9月30日を前期、10月1日～3月31日を後期とし、後期に転入した場合、会費は半額とする。

(3) 会計監査は本会の会計を監査し、定期総会において報告する。

第6章 本部と専門部の職務

この会に、次の役職を置く。

(1) 本部

会長 1名（保護者）

本部代表 2名（保護者1名・副校長1名）

本部副代表 1名（保護者）

書記 4名（保護者3名・教職員1名）

会計 3名（保護者2名・教職員1名）

事務局 4名（保護者3名・教職員1名）

(3) クラス代表

第1学年・第2学年 各クラス3名ずつ

第3学年 各クラス2名ずつ

(4) 専門部

1) 愛のひと声・青少協

2) 学校給食

- 3) リサイクル
- (5) 会計監査 2名(保護者1名・教職員1名)

第7章 本部の職務

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 本部代表および本部副代表は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- (3) 書記は会議の活動の記録を整理し、報告する。
- (4) 会計は定期総会で決定した予算に基づいて会の財政を経理する。
- (5) 事務局は本部・専門部を補佐する。

第8章 本部・専門部の選出方法と任期

- (1) 役員の選出および就任は年度始めの総会で行う。
- (2) 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 本部は、第1学年・第2学年・第3学年のクラス代表から選任する。
- (4) 専門部は第1学年および第2学年のクラス代表から選任する。
- (5) 会計監査は、前年度本部会計より選任する。
- (6) 本部を経験した会員は、以降全ての年度において、本部・専門部・クラス代表および他の系の選出に加わらなくてもよいこととする。
- (7) 専門部を経験した会員は、対象生徒の卒業まで、本部・専門部・クラス代表および他の系の選出に加わらなくてもよいこととする。
- (8) 令和6年度以降をもって、本部・専門部の経験年度を数えるものとする。

第9章 会議

会議は、総会・運営委員会・本部会・専門部会・学年委員会とする。

- (1) 総会
 - 1) 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
 - 2) 総会は会員の過半数(委任状を含む)の出席を持って成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
 - 3) 定期総会は年1回開催する。
 - 4) 会員で3分の1の要求があった場合、もしくは運営委員会が必要と認められた場合には、臨時総会を開催することができる。
 - 5) 総会が開催できない場合、書面または電磁的方法により議決することができる。
- (2) 運営委員会
 - 1) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、クラス代表と教職員運営委員で構成される。
 - 2) 運営委員会は構成員の過半数の出席を持って成立し、議事は出席した構成員の過半数をもって決定する。
 - 3) 運営委員会が開催できない場合、書面または電磁的方法により議決することができる。
 - 4) 専門部会は、部会の内容を運営委員会で報告する。

第10章 会則の改定

会則は総会において出席者の3分の2以上の同意によって改正することができる。

第11章 附則

会員の慶弔に関しては、別に内規を定める。

本会則は、令和7年4月1日より施行する。

【慶弔内規】

1 会員もしくは生徒に次の事由の生じた時は、次の規定に基づき給付する。

(1) 死亡 (2) その他

2 慶弔費規定

(1) 死亡弔慰金

①生 徒 5,000円

②保護者 5,000円

③教職員

イ 本 人 5,000円

ロ 配偶者および子ども 3,000円

ハ 父母および同居の義父母 3,000円

(2) その他、特別の場合は運営委員会において協議決定する。ただし、緊急の場合は本部会で協議決定する。